

第 70 号議案

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 20 年 6 月 10 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 17 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同号を同項第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（2） 別表第 3 に掲げる区域内においては、同表の地区の区分に応じ、同表ア欄に掲げる数値以下でなければならない。

第 4 条第 7 項中「第 1 項第 1 号」を「第 1 項第 1 号及び第 2 号」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「及び第 3 項」を「、第 3 項及び第 4 項」に改める。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 別表第 1 第 4 項に掲げる適用区域 当該計画図 3 に掲げる壁面の位置の制限の数値

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物等の高さの最高限度）

第 7 条の 2 特定建築物地区整備計画の区域内においては、特定地区防災施設（密集整備法第 32 条第 2 項第 2 号に規定する特定地区防災施設

設をいう。以下同じ。)の道路(以下「特定地区防災施設道路」という。)に接する敷地にある建築物に係る当該建築物の特定地区防災施設道路に面する方向の鉛直投影の各部分(第9条に規定する特定地区防災施設道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の特定地区防災施設道路の路面の中心からの高さの最高限度は、別表第5に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる数値以下でなければならない。

第8条各号列記以外の部分中「特定地区防災施設(密集整備法第32条第2項第2号に規定する特定地区防災施設をいう。以下同じ。)の道路(以下「特定地区防災施設道路」という。)」を「特定地区防災施設道路」に、「第9条」を「次条」に改め、同条第1号中「平屋建のもの」の次に「(建築物に付属する門又は塀を含む。)」を加える。

第17条第1項中「第7条」の次に「、第7条の2」を、同項の表中「第7条」の次に「、第7条の2」を加える。

第18条中「公益上必要な建築物で用途上又は土地利用上」を「公益上又は土地利用上」に改める。

別表第1の3の項の次に次のように加える。

4	東京都市計画防災街区整備地区計画千住仲町地区防災街区整備地区計画(平成20年2月6日足立区告示第262号)
---	---

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第4条関係)

区域	地区の区分	ア
		建築物の容積率の最高限度
別表第1第4項の地区計画で定める特定建築物地区整備計画の区域	ミリオン通り沿道地区	10分の30 ただし、第7条の壁面の位置の制限が定められていない敷地で

		は、前面道路（前面道路が2以上ある場合は、その幅員の最大のもの）の幅員のメートルの数値に10分の6を乗じて得た数値が10分の30未満の場合には、その数値とする。
--	--	--

別表に次の1表を加える。

別表第5（第7条の2関係）

区域	地区の区分	ア
		建築物等の高さの最高限度
別表第1第4項の地区 計画で定める特定建築物地区整備計画の区域	ミリオン通り沿道地区	<p>建築物及び広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の高さは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 敷地面積が400平方メートル未満の敷地においては、13メートル以下かつ地階を除く階数が4以下とする。</p> <p>(2) 敷地面積が400平方メートル以上800平方メートル未満の敷地においては、19メートル以下かつ地階を除く階数が6以下とする。</p> <p>(3) 敷地面積が800平方メートル以上の敷地においては、25メートル以下かつ地階を除く階数が8以下とする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の規定に基づき、防災街区整備地区計画を実施する必要があるので、この条例案を提出いたします。